

企業版ふるさと納税について

● 制度概要

・地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する企業の寄附について法人関係税を税額控除する制度

・山武市では平成30年度から制度を開始。令和元年度末に寄附が可能な事業を拡大

・寄附対象は「山武市まち・ひと・しごと創生推進計画」に紐づく事業



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

①法人住民税

寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

制度活用にあたっての注意点

1回あたり
10万円以上の
寄附が対象

寄附企業への
経済的な見返り
禁止

本社が
市内にある企業は
対象外

● 全国の実績

・令和2年度に企業版ふるさと納税の制度改正があり、企業が

受けられる税の優遇措置が6割から9割に引き上げられたことや、企業版ふるさと納税制度を開始するときの市町村の手続きが簡素化されたため、大きく増えています。

(単位：件、百万円、社、団体)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	合 計
寄附件数	517	1,254	1,359	1,327	2,249	6,706
寄附額	747	2,355	3,475	3,380	11,011	20,968
寄附企業数	459	1,112	1,138	1,117	1,640	5,466
寄附活用団体数※	〔上段:単年度〕118 〔下段:累計〕118	253 268	287 339	293 399	533 641	

● 認定団体数

・令和4年4月1日現在で寄附受入れが可能な団体は1,422団体(46道府県、1,376市町村)です。

区分	令和4年4月1日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数・割合(①)(※)	(参考) 令和3年11月26日現在 (令和3年度第3回認定後) で効力のある認定計画を 有する団体数(②)	(参考) 増加(①-②)	
道府県	46	100%	46	—
市町村	1,376	80.7%	1,260	116
計	1,422	81.2%	1,306	116

企業版ふるさと納税の実績(R03)について

- 寄附実績 1社
- 企業名
下村特殊精工株式会社
- 寄附額 ※非公表を希望
- 寄附対象事業
「美しい海水浴場整備事業」
- 令和4年4月7日に感謝状贈呈式を実施



※過去の実績

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
寄附件数	0件	0件	0件	1件	

今後の企業版ふるさと納税への課題・取り組みについて

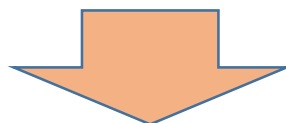
• 課題

1. 認定されている『まち・ひと・しごと創生総合戦略』、『地域再生計画』の時代との齟齬

両計画は令和元年度(2019年度)に認定されたものであり、当時の主要な取り組みであるオリ・パラ関連の事業が記載されていたり、近年のトレンドである自治体DX関連事業が記載されていないなどの問題があり、現状を反映させる必要があります。

2. 山武市の知名度の低さ

市内に所在する企業が対象外となるため、市外の企業に向けた広報活動が必要となります。



• 取り組み

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定

6月7日に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想基本方針によると、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を年末を目途に抜本的に改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)を策定し、地方に地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂を求めるとされました。山武市も自治体DXなどの事業を行うために早期の改定に取り組みます。

2. 市外に所在する企業に向けたPR方法の検討

内閣府が開催している「地域経済活性化に向けた企業版ふるさと納税活用セミナー&マッチング会」などのイベントへの参加や、寄附を行いたい企業とのマッチング支援の活用などの検討を行います。